

いわゆる「時効の期間の転換」について

—Effet du jugement sur les petites prescriptions—

平井一雄

一 問題の所在

最近、次のような裁判例に接した。掲載誌の示す事案の表題は以下の通りである。

「確定判決により時効期間が一〇年延長されその後確定判決を債務名義とする差押えがなされて時効が中断した場合には差押えのときから一〇年の消滅時効期間が進行するとされた事例」（東京地判平一一・七・七・七、金判一一二三号五九頁）。以下に、事案と判決理由とを簡略に紹介する。

X（控訴人）は、Y（被控訴人）に対し、昭和五二年一二月一三日、弁済期を昭和五三年一月一二日として一七万円を貸付けた（利息等の約定は省略する）。昭和五九年二月八日、XはYに対し、右債務につき支払請求を認容する給付判決を得、右判決は確定した。平成三年七月、右確定判決を債務名義として、Yの動産に対し強制執行が実施され差押えがなされた。爾後の経緯は不明であるが、右強制執行は奏功しなかつたのであろう。平成一年一二

月、Xは、前記確定判決に基づく債務の存在を確認する旨の訴を提起し、これが本件である。

Xが確定判決を得たのが昭和五九年、差押えがなされたのが六年後の平成三年、本件提訴がさらにその八年後の平成一一年である。原判決（東京簡裁）は、右差押え後五年を経過したことにより、本件債務については商法五二二条によって消滅時効が完成したとしたが、本判決は、「民法一七四条ノ一第一項は、『其時効期間ハ之ヲ十年トス』と規定しており、一旦時効中断された後の時効期間について一〇年と解するのが相当である。」として、原判決を取消し、Xの請求を認容した。

民法一七四条ノ一をめぐっては、次のようなことが問題となろう。

①そもそも、ある権利につき短期の時効が定められていたところ、これが中断された場合、以後進行する時効の期間は、中断前の権利の時効期間とは異ったものとなるのであろうか。この点は、一七四条ノ一が設けられたことにより立法的に解決されたものであるが、なお、

②同条は、一〇年の長期時効となる中断事由につき、確定判決、裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するもの、と規定するにとどまるので、これら以外の中断事由による場合はどうなるのか、具体的に、確定判決と同一の効力を有するものと認めうる中断事由の範囲はどうか、という点が残るとともに、

③本件のように、同条により一〇年の長期時効期間となつた権利が、さらにその後中断された場合、爾後の時効期間は長期のままか、本件原審のように本来の短期に戻るのかが問われる。さらに、

④一七四条ノ二によつて長期に変更された時効の及ぶ人の範囲はどこまでか、

⑤本件もそうであるが、確定判決により長期時効とされた権利につき、その期間内にさらに中断するために給付ないし確認の訴を提起する訴の利益は認められるのか、という問題もある。⁽¹⁾

本稿では、右の③を論ずるものであることをお断りしておきたい。

二　わが国における沿革

1　明治民法前

一七四条ノ二は、昭和一三年に追加されたのであるが、旧民法にはほぼ同様の趣旨の規定があつたにもかかわらず、明治民法の起草過程であえて廃されたという経緯があり、その辺りから見ることとしよう。

まず、ボアソナード草案では、第五編第八章を消滅時効、第九章を特別の時効として、長期時効と短期時効とが章建てにおいても区別され、原則と例外とが明確にされるとともに、長期は三〇年、短期は五年ないし六ヶ月と、期間の長さにおいても極だつた差異を見せていた。これに対し明治民法は、第六章第三節消滅時効の一節中に長期も短期もまとめられ、期間も債権につき長期一〇年とされたことによつて、法律上の推定から権利の喪失原因へと制度設計に変更がみられたばかりではなく、長期と短期との対比、長短のそれぞれの理由の明確性も曖昧となり、結果として、現在までの判例の運用により、実質的に短期時効制度の空洞化現象が生じていると評されるようなつたと思われる。

旧民法の母胎となつたボアソナード草案一四五七条は、reconnaissance⁽³⁾による中断後は、その時効がはじめ短期のものであつても爾後は長期時効の期間に従うとし、フランス民法一二二七四条二項を引用する。また、同じく一五〇〇条では、第九章に規定した短期時効は、当事者間に確定した決算書(*compte arrêté*)決定された数額に基づく清算

書 (liquide) もしくは債務の承認書または債務者に対する判決書があるときは適用せず、三〇年の時効となる旨が規定されており、同条でもフランス民法二二七四条二項が引用されている。これらは、旧民法においては、それぞれ証拠篇一二一条、一六三条となるが、内容は変わらないので本文では省略する。⁽⁴⁾

では、何故このような規定が設けられたのであらうか。ボアソナード草案のコマンテールから窺えるところは、短期時効にかかる権利は、その性格上債務者が弁済をした蓋然性の高い債務であり、かつ、その証拠も通常保全され難いような債務であるから、弁済の推定が働く。しかし、債務存在の確立した証拠がある場合において、弁済の推定が破れるから長期時効の原則に戻るというものようである。⁽⁵⁾

ボアソナードが引用するフランス民法二二七四条は次のようである。同条は、一項で短期時効が進行するに妨げない場合を定め、二項において、「之等ノ時効ハ計算書、債務ヲ確認シタル私署或ハ公正ノ証書又ハ無効ナラザル裁判所ノ呼出在ルニ非ザレバ其ノ進行ヲ停止セズ」⁽⁶⁾とするものであるが、この効果は債務の承認に関して認められており、弁済の推定 (présomption de paiement) が働くかないことを理由としている。したがって、法文には「無効ナラザル裁判所ノ呼出」 (citation en justice non périvue) も掲げられているけれども、これには弁済がなされていない証拠は含まれないから、時効の進行を停止する効果を有するものではないと解されており、また、このように、短期から長期へと時効の性質の変更が生ずるのは、承認において、両当事者の意思により更改が行われるからであると説明されている。⁽⁷⁾このようなフランス法上の理解が影響して、後述のように、明治民法の起草者をして、時効中断によって更改が生じその前後の権利の性質が異なるものではないとして、旧民法にあった時効期間の転換を認める規定を廃する結果をもたらしたと思われるが、ボアソナードが承認に限らず他の中断事由にも拡張したことと、「債務者に対する判決書」をもつて時効期間の転換の一途由としたことは、彼の創出であるとともに、中断をもつ

て更改が生ずるものとは考えていなかつたのではないかと推測せしめるものである。⁽⁸⁾

他方、明治民法の起草委員が参照したドイツ民法草案においても、時効の転換を認める規定があつた。現行では二一七条で、「確定力ヲ以テ確定セル請求権ハ、本来短期時効ニ服スルトキト雖モ、三十年ノ時効ニ權ル」とされている。

2 明治民法の編纂と昭和一三年までの学説

明治民法の編纂の過程において、旧民法にあつた時効期間の転換に関する敍上の規定は、設けられないこととなつた。それは、起草委員梅の次のような考慮による。以下やや長くなるが、民法議事速記録から抽出してみよう。その説明があるのは一五七条（現行でも一五七条）においてである。

「此短期時効ガ若シ承認、今度ノ言葉デ謂ヘバ承認又ハ裁判上ノ請求ニ依テ中断セラルト云フト時効ノ性質ガ変ハソテ仕舞ツテ長期時効ニナル、斯ウ云フコトニナル、如何ニモ之ハ佛蘭西民法、白耳義民法草案杯ニモ同ジ規定ガアリマスルシ、夫レカラ和蘭民法杯ニ於テハ短期時効ハ如何ナル方法ヲ以テ中断シヤウトモ總テ中断セラレバ夫レカラハ長期時効ニ変ズルト云フコトニナツテ居リマス、夫レカラ瑞西債務法ニハ証書ヲ以テ承認ヲ為シタル場合ニ限り長期時効ニナルト云フコトガアリマス、夫レカラ獨逸民法草案、索遜民法杯ニハ裁判上確定シタル權利ノミ必ズ長期時効ニ罹ルト云フカラ裁判上ノ中断判決ガアルト長期時効ニナツテ仕舞フ、夫レカラ『モンテネグロ』民法ニハ証書ヲ以テ承認スルカ或ハ金錢ノ債務中ニ一所ニ計算シテ仕舞ツテ居ルト矢張リ長期時効ニ罹ルト云フコトニナツテ居ル、然フ云フ例ハ沢山アリマス、然レドモ私共能々考ヘテ見ルノニ承認ト云フモノハ何フ云フモノカト云フト現ニ人ノ持ツテ居ル權利ヲ其儘認メルノデアツテ人ノ持ツテ居ル權利ヲ認メルト云フコトハ決シテ更改デハナイ。権利ヲ改メテ前ノ権利ガナクナツテ新ラタナル権利ヲ認メルト云フノデハナイ、前ノ権利ヲ其儘認メ

ルノデアリマス、又裁判ト云フモノハ何処デモ然ウデゴザイマシヨウガ、我ガ法律杯ニ取ツテ居ルノニ裁判ハ認定的デアツテ只今迄アツタ権利ヲ裁判所デ明ニ認メルト云フノデ裁判ガアレバ夫レデ権利ガ変ハツテ仕舞ウト云フヤウナ彼ノ羅馬法ノヤウナ主義ハ採ツテ居ナイヤウニ考ヘマス、斯様ナ沢合デ元来裁判上デモ権利ノ性質ヲ変更スペキモノデナインニ夫レガ短期時効ニ罹ル権利ガ長期時効ニ罹ルヤウニ変ジテ仕舞ウノハ穩カデナイヤウニ考ヘル、成程承認ノ種類ニ依テハ更改ニナルコトガアリマス、夫レハ純然タル承認デナイ、更改ノ場合ニハ権利ガ変ハルカラ従ツテ時効ノ適用モ変ハツテ來リマセウ、索遜民法杯ニハ明カニ書テアリマスケレドモ夫レハ明文ハ要ラヌコトデアラウト思ヒマス、斯様ニ考ヘマシタ故ニ伊太利民法或ハ印度出訴期限法杯ニ倣ツテ短期時効ヲ中断シテハ矢張短期時効ハ長期時効ニハナラヌト云フコトニ致シマシタ」⁽¹⁰⁾

同条については、他の委員からいくつかの意見が出されるが、それらはいづれも根幹にかかわるものではなく、更改ではないのであるから、中斷によつても時効に罹る権利の性質に変更はきたさないという見解に異を唱えた者は見出せない。このようにして、いかなる中斷事由によつても、短期時効は中斷後も従前の短期の期間のままの時効に服するという。比較法的にも珍らしい態度が採用されるにいたつたのである。

次に学説について、本条追加以前のものを見ることにする。

岡松は、右に掲げた梅見解と同一の理由から、時効期間の転換の規定は置かれなかつたと説明する。⁽¹¹⁾鳩山では、これがわが民法の態度であるとするのみで、とくにコメントはない。⁽¹²⁾中島は次のように記述する。「新時効の期間は旧時効と同一なり。中斷は時効の性質を変ぜず。外国に於ては権利が裁判上確認せられたるときは時効期間を延長すとなすもの少なからず、本法に於ては一切之を認めず。其理由は、時効期間は権利の性質によつて定まる可きものなれば、裁判上の確認（判決は凡て確認なり）により変更すべきに非ずとなすものの如し」と。⁽¹³⁾

三 本条追加以後の学説

我妻「民法総則」の記述は次のようにある。

すでに確定判決でその存在することが確認された権利について、短期の消滅時効を認める根拠は全くない。そこで、昭和一三年の改正で第一七四条ノ二を追加して、問題を立法的に解決した。⁽¹⁴⁾

川島「民法総則」は、

これらの場合には、高度の証拠力ある権利証明が存在するのであるから、特に時効期間を短期のものとする必要はないからである。このことはすでにローマ法で認められ、その影響の下に多くのヨーロッパ大陸法の認めるところであつた。⁽¹⁵⁾

幾代「民法総則」では、

短期消滅時効の定めのある権利につき、判決など、権利の存在を公權的に確認する手続によつて時効中断がなされた場合にも新時効の期間を従前と同じ短期時効期間とすることは、妥当でない（訴訟などを短期間ごとに繰りかえさなければならぬから）。そこで、「確定判決」または「裁判上ノ和解、調停其他確定判決ト同一ノ效力ヲ有スルモノ」によつて確定した権利については、本条は一〇年より短い時効期間の定めのあるものでも、その時効期間は一〇年とされる。⁽¹⁶⁾

四宮「民法総則」は、

短期時効にかかる債権であつても確定判決を経れば一〇年の時効に服することになる理由としては、債権存在の

公的確定によつてその存在の確証が生じたこと。あるいは、すぐにまた時効にかかりその中断のためにさらに起訴を必要とするのはわざらはしい。⁽¹⁷⁾

以上の敍述から、本条の存在意義としては、権利の存在が公権的に確認されたにもかかわらず、爾後も短期時効にかかるることは理由がなく、かつ、従来通りの時効期間であれば、短期の間に繰り返し中断をしなければならない煩雜さが生ずること、にあるといつてよいであろう。

近時の文献は少いと思われが、一つにはある座談会でこの問題が採りあげられているものがある。そこでは、山野目教授が、いつたん確定判決によつて一〇年となつた時効はずつと一〇年でいくというのが素直な文理解釈ではないか、また、一〇年となつた後に何もしないでいればよいのに、競売の申立のようなことをしてアクションを重ねると、それで時効期間が短くなるというのも変な話で、このような利益の權衡と文理解釈と両面から一〇年となると解される、と発言したのに対し、佐久間、塙崎両教授から疑惑が呈されている。⁽¹⁸⁾

二つには、本田教授の見解である。すなわち、「思うに、時効期間が一〇年に延長されても、当初あつた権利（例えば、商事債権）の性質が変わるものではないし、一〇年の延長効は確定判決に伴う特別な効果とすべきものであること、その後内入弁済等の債務承認を積み重ねても、当該権利が公に確定されるわけではないことを考慮すると」、再度中断事由が生じた場合には、その後の消滅時効期間は当初の短期時効期間に戻ると解するのが妥当である。⁽¹⁹⁾

四 檢 討

いわゆる「時効の期間の転換」について(平井)

先に紹介したように、時効の転換に関するボアソナードの態度は、筋の通ったものである。すなわち、短期消滅時効にかかる債権は、その性質上、弁済の証拠も債権存在の証拠も通常は残り難いものであるから、このような場合には弁済の推定を働かせて債務者の救済をはかるべきだが、判決や承認書によつて債権の存在につき確証があるときは、短期時効としての例外は認められず、本来の長期時効に戻るとするものである。付言すれば、彼による长期時効は三〇年であるから、この間に再度時効にかかることを恐れて再度訴の提起をする必要はおそらく生じなかつたであろうし、確定判決に基づいて差押がなされるなど、結果として再度中断があつた場合でも、これを中断としてカウントする必要も無かつたであろう。再度の中斷によつて爾後の時効は短期となるか長期のままかというような議論は、想定され得ないものであつたと思われる。

右のボアソナードの考えは、消滅時効をもっぱら証拠上の問題として觀念することから導かれるが、明治民法によつて、消滅時効が実体上の権利消滅原因と変えられたことによつて、短期消滅時効制度の存在理由を理論的に説明することは難しくなり、加えて、長期消滅時効も、起草者の意とするところを超えて一〇年に短縮され、この期間では再度訴を提起しても時効を中断しなければならない、という問題も生じたのである。

多くの外国の立法例に反し、ボアソナード草案および旧民法にも反して、時効期間の転換を認めなかつた明治民法の起草者の見解は、時効を権利喪失の原因と見ることに発したため、中断によつて以後権利の性質が変ずるかという観点から、更改に当らずとの理由でこれを廃したものであつて、妥当なものではなかつたと評されても止むを

得まい。昭和一三年に一七四条ノ二が追加された所似である。

私見では、確定判決等によって短期の時効期間であったものが長期時効とされるのは、これらの中断事由によつて権利の性質が変わるものではなく、短期時効に服すべき理由が崩壊したために、本来の長期時効に服するのであると考える。もつとも、弁済の推定を根拠とする民法上の短期時効についてはこのように言い得ても、商事時効が中断された場合に同様に言つてよいかはやや問題である。商事時効が短期であることは、企業取引の迅速結了主義といふ視点から導かれるものだからである。従来、短期時効について論ずる場合には、民事時効と商事時効とを区別しないで採り上げて来たように思われるが、両時効の存在理由をも視野に入れて議論する必要があるのでないか。しかしながら、ここでは、一応（とお断りして）、商事時効においても、確定判決によりその存在が確認された上では、迅速結了という趣旨には馴染まなくなつたものと解して（字義通り時効の転換があつたものとして）、ここでの問題の中に含めて扱うこととする。そこで結論としては、一七四条ノ二所定の中断事由によつて長期時効となつた権利が、その時効期間中に再度中断がなされた場合には、あたかも本来の長期時効が中断された場合と同じく、中断事由のいかんを問わずその時からさらに一〇年の長期時効期間が進行するものと解する。

他に次のような点も挙げられよう。

すでに一七四条ノ二が設けられた理由の一つとして説かれているところであるが、例えば、一年の時効にかかる債権につき確定判決があつた後に一部弁済（債務の承認）があり、爾後は一年の時効に戻るものとすれば、これを中断するために、そして長期時効とするために、再度訴の提起をなさなければならなくなり、その後また一部弁済があれば、その繰り返しとなる。

短期時効であつた債権が一七四条ノ二所定の中断事由により長期となり、その後の中断により短期時効に復した

とすれば、前述のようにしばしば中断を繰り返さなければならぬ弊に陥入るが、これを避けるとすれば、他方で長期時効を残存させておく必要が生じる。この場合、一つの権利に二つの異った期間の時効が併存することとなり、これは許されまい。仮りに、いったん一〇年の長期となつた後はそれが固定し、以後は債務承認などがあつても更めて中断は生じないとみれば、中断を繰り返す弊は避けられるが、このように見ることは、一七四条ノ一による以後一〇年の期間は、中断を許さない除斥期間であると解すべきことになる。果たしてそのように解し得るものであろうか。

終りに、一七四条ノ二所定の時効の中斷は、権利の存在を公権的に確認するものであるから一〇年の長期となるが、その後になされた債務承認は当該の権利の存在を公に確認したものではないから、そのことにより長期時効に転換する理由とはならず、爾後はがんらいの短期時効となるという見方がある。⁽²⁰⁾確かに、時効期間の転換を認める法制の下でも、すべての中斷事由について期間の転換が認められているわけではない。しかし、ここで問題としているのは、所定の事由により長期となつた後の再度の中斷についてであり、当該の権利の存在が明確になつた後の問題である。そうとすれば、すでに述べてきた理由から、やはり爾後は長期の時効として終始すると解する他はないのではないかと思われるるのである。

注

- (1) ④⑤にかかる最近の裁判例として、大阪高判平成一二年六月三〇日（金商一一〇四号四〇頁）がある。これらについての先例は、この判決の評釈（遠藤研一郎、銀法21五九七号七九頁以下）を参照されたい。
- (2) 金山直樹「民法一六六条一項・一六七条（消滅時効）、一七三条・一七四条（短期消滅時効）」民法典の百年Ⅱ個別的觀察（1）総則編・物権編（有斐閣一九九八年）四一五頁。なお、本判決は、商事時効が民法の規定による時効に性質が変えられた

後、再度商事時効に戻りうるか、という問題でもあり、この点からは、民事時効と商事時効との相互関連性も検討されなければならないが、金山前掲一二五頁は、民事時効による商事時効の侵食を説いている。

(3) ボアソナード氏起稿再閲修正民法草案注釈では、「追認」と訳されているが、今日では「承認」と訳すべきものである。

(4) 旧民法証拠篇

第一百二十九条「追認ニ因リテ中断シタル免責時効ハ即時更ニ進行ス然レトモ其時効ハ最初短期ノモノタリシトキト雖モ将来ニ向ヒテハ長期時効ノ期間ニ從フ」

第一百六十三条「本章ニ規定シタル時効ハ当事者ノ間ニ明確ナル計算書、數額ヲ記載シタル債務ノ追認書又ハ債務者ニ対ル判決書アルトキハ之ヲ適用スルコトヲ得ス此場合ニ於テハ時効ハ三十ヶ年トス」

(5) G. E. Boissonade; *Projet*, t. V 1889 n°. 307, 389

たとえば、債務者に対する判決書がある場合には、債務の存在につき強い証拠があることになるから、三〇年の時効となるのは当然である、と。

なお、一七四条ノ二の沿革については、平野裕之「除斥期間と時効延長規定」(法律時報七二巻一号二四頁以下)にも詳細な説明があり、旧民法の規定について、岸本辰雄『民法正義』、磯部四郎『大日本新典民法釈義』が引用されている。訳文は、現代外国法典叢書(8)佛蘭西民法〔(有斐閣昭和六三年復刻版)〕による。

(7) Colin et Capitant; *Cour Élémentaire de Droit Civil Français*, t. II 1924 pp. 142~143

近時のフランスの文献については、平野・前出(5)二五〇二六頁に「*フランス法の解釈との関係」として紹介がある。

(8) 明治初・中期においてフランス法律書のわが国への紹介が盛んになされたが、その一つに「佛国民法時効詳説大全、佛國法律大博士マルカデー著・法律学士一瀬勇三郎訳」(明治二一年司法省刊)がある。訳文は難解だが、短期時効は「其弁済ヲ行フタリト云ヘル推測ニ基因セルモノ」で、この弁済の推測は、もっぱら債権の存続を証書によって証明できない事実から生ずるものであり、この場合、債権者としては弁済を受けずに放置していたわけでもないであろうし、他方、債務者においても、自己に対する債務存在の証書すらないのであるから弁済を行つたといいう情況にもあるであろう。短期時効の認められる理由はここにあるので、債権者の手に債権の存続を示めす証書がある場合には、短期時効が経過するいわれなく、これが一二七四条二項において、計算の決定書等が存する場合に、短期時効が「経過セサルモノト看做ス可シト

云ヘル明文アル所似ナリ」と説いている(同書六七五・六七六頁)。

(9) 訳文は、現代外國法典叢書(1)獨逸民法(2)(有斐閣昭和三〇年復刊版)による。

現行一七四条ノ二は、平井宣雄・注釈民法(5)総則(5)川島武宣編(有斐閣昭和四一年)三七〇頁。平野・前掲(5)一五頁のいざれもが、ドイツ民法二一八条を範としたとする。

(10) 法典調査会民法議事速記録一(商事法務研究会版)四六九・四七〇頁。

なお、本文中に「伊太利民法ニ倣ツテ」とあるが、風間鶴寿・全訳イタリア民法典(法律文化社一九七三年)では、二九五三条において、「法律がそれにつき一〇年より短かい時効を定めている諸権利は、それに關し既判力を有するに至つた有責判決が介入したときは、一〇年の経過をもつて時効にかかる」とされている。本来は梅が参考したであらう旧法を紹介すべきであるが、とりあえず、七三年時点のものを付記しておく。

(11) 岡松参太郎、注釈民法理由総則篇三八九頁(有斐閣明治三〇年)。

(12) 鳩山秀夫・法律行為乃至時効六四九頁(巖松堂明治四五年)。

(13) 中島玉吉・民法釈義卷之一総則篇八四〇頁(金刺芳流堂明治四五年)。

(14) 我妻栄・民法総則(民法講義I)(岩波書店昭和二六年)三八〇・三八一頁。

(15) 川島武宜・民法総則(法律学全集)(有斐閣昭和四〇年)五四四頁。

(16) 幾代通・民法総則(第二版)(青林書院新社一九八四年)五二七・五二八頁。

(17) 四宮和夫・民法総則(第三版)(弘文堂昭和五七年)三三二頁。

(18) 上野隆司ほか座談会「不動産競売と時効管理をめぐる実務上の留意点」金法一四六九号三七頁。

(19) 本田純一「確定判決と時効—時効の再中断のための訴えの提起と訴えの利益等」銀法21五六五号一五頁。他に、本田見解に反対のものに、酒井広幸「確定判決取得による貸金債権の時効期間の延長について」銀法21五三五号一〇頁がある。

(20) 本田・前掲同所。